

苫小牧市立樽前小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及びいじめ事案への対処（以下「事案対処」という）が重要である。また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見及び事案対処に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめ防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・事案対処を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして、児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区や関係する小・中学校、保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を展開する。
- (6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信するとともに、入学時・転入時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①構成員

校長、教頭、生徒指導部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー

②活動

(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談等）。

(イ) いじめの防止に関すること。

(ウ) 認知したいじめの事案への対処に関すること。

(エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること。

(オ) 「発達障害を含む障害のある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童等の外国とつながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「被災児童」等、学校として配慮が必要な児童への適切な支援、保護者との連携、周囲児童に対する必要な指導に関すること。

③開催

(ア) 月1回を定例会とする。

(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催する。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査・個人面談等の実施と、アンケート調査の保管

(3) いじめの相談体制の整備

①定期的な教育相談の整備

②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

③子ども相談支援センター電話相談等の公共相談機関の周知

(4) いじめ防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等の情報提供を行う。

(6) いじめの具体的な対応

①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに状況把握と事実の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるとときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等に

おいて学習を行わせる措置を講ずる。

- ④いじめの事案が確認された場合、緊急にいじめ防止対策委員会を開催し、情報共有と対策の検討を行う。いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苦小牧警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、苦小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事態の調査を行うための組織の設置について苦小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤調査結果は、苦小牧市教育委員会を通じて、苦小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ①校内研修の取組
 - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③いじめの早期発見・いじめの事案への対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

5 その他

本方針は、国や北海道、市の基本方針に見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。